

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給料 表の適用範囲に関する規則

平成 21 年 11 月 4 日規則第 5 号

(目的)

**第 1 条** この規則は羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和 46 年条例第 7 号)第 3 条第 1 項別表第 2 に定める給料表の適用範囲に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料表の適用範囲)

**第 2 条** 一般職給料表(2)は、次に掲げる職員のうち監督者及び行政事務を担当する者以外の者に適用する。

- (1) 給食調理の業務に従事する者
- (2) 前号に準ずる業務に従事する者

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。